

青少年問題協議会  
令和元年 10月9日

資料

# 第9期西東京市青少年問題協議会 活動報告書（案）

令和元年 10月



# 目次

1	はじめに	1
2	今期協議会の活動テーマと取組	2
(1)	今期の活動テーマ	2
(2)	テーマへの具体的な取組	2
(3)	今期の取組	2
3	活動内容～行政の取組と事例を知る	3
(1)	西東京市教育委員会教育部教育指導課ヒアリング	3
(2)	西東京市子ども家庭支援センターヒアリング	7
4	おわりに～次期に向けて	10

## 〔付録〕

第9期西東京市青少年問題協議会委員名簿	11
今期の活動状況	11



## | はじめに

令和という新しい元号に変わり、平成は4月末をもって終わりを迎えました。私たち西東京市青少年問題協議会は9期目を終わろうとしています。まさに青少年と向き合って、真摯に協議を重ね、18年が過ぎようとしています。この間、青少年問題協議会の会長である市長も、保谷高範氏、坂口光治氏、丸山浩一氏と変わりました。

その中で、西東京市青少年問題協議会の底流にあるものは、平成22年に定めた西東京市青少年を支える4つの柱です。「あたたかい家庭」「顔の見える地域」「楽しい学校」「支えてくれる行政」は、今も私たちの「根」となり本流となっています。

その柱を目指して、委員が全力で「今」の問題に向かい合い、今期は「SNS」という新しい問題に目を向け、若い世代の人も経験を重ねた人生の先輩諸氏も一緒に協議を重ねました。

その結果をここにご報告させていただきます。

## 2 今期協議会の活動テーマと取組

### (1) 今期の活動テーマ

協議会では今期の活動テーマを

「子どもたちが直面しているSNSの現状について」

と決定しました。

活動テーマの検討にあたっては、これまでの協議会でのテーマを参考にしたうえで、子どもたちの現状について委員から意見を出し合って協議しました。その中で特に課題として挙げられたのは、子どもたちの発信力、コミュニケーション能力とSNSの影響についてでした。このことについてさらに議論を重ね、子どもたちのSNSへの対応の仕方、発生している問題点など、現状を知りたいという意見が多く出たことを踏まえて、SNSの問題にスポットを当てた活動テーマに決定しました。

### (2) テーマへの具体的な取組

活動テーマを決定したのち、協議会では具体的な取組に関する調査手法等について協議を重ね、今後の活動と取組期間については次のように決定しました。

①取組期間：今期の活動テーマについては、来期も引き続き取り組む。

②今後の活動：今期中 市の取組と具体的な問題事例を学ぶ。

来期 現状を知るためのヒアリング等を行う。

協議にあたっては委員それぞれの立場等によって活動テーマに対する思いや現状への認識、情報量に差異があったことから、議論は多方面にわたり、決定までに時間を要しました。

活動テーマに対する十分な調査・研究を行うためには今任期だけでは難しいと考えられることから、来期も引き続き同じテーマに取り組むこととしました。

### (3) 今期の取組

協議会の今期中の取組として、市の取組と具体的な問題事例を学ぶために、次の2部署の担当者からヒアリングを行ないました。

① 西東京市教育委員会教育部教育指導課

② 西東京市子ども家庭支援センター

### 3 活動内容～行政の取組と事例を知る

#### (I) 西東京市教育委員会教育部教育指導課ヒアリング 「SNSを含む情報教育の現状について」

##### [SNSとは]

- ・ソーシャル・ネットワーク・サービス。SNSの狙いは情報の共有・発信・拡散
- ・子どもたちはLINE、ツイッター、Instagram、ゲームについているSNS機能等を利用

##### [情報教育に関する教育委員会の方針]

- ・西東京市教育計画（平成31（2019）年度～2023年度）に掲載  
「■情報リテラシーの育成と情報モラル教育の充実

情報活用能力の育成を図るため、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を効果的に活用する学習活動の充実を図ります。また、家庭や地域と連携し、子どもたちがネット依存に陥ったり、SNS等も含めたネット社会において加害者や被害者になったりしないために、情報モラル教育の充実を図ります。」

##### [情報教育、情報モラル教育が必要なのか]

- ・情報モラル教育の狙いは、情報社会やネットワークの特性を理解して、ネットワークを通じて他人や社会とよりよい関係を築けるように、自分自身で正しく活用することができる、情報活用能力を伸ばすこと。
- ・情報モラル教育＝「SNS等をやってはいけない」ではない。
- ・SNS等を利用して即座に出会うかもしれない危険を避ける知恵を与えるとともに、一方で情報社会の特性の理解を進め、的確な判断力を養うことを目指している。

##### [教育委員会の取組]

- ・教育課程の編成に関して、セーフティ教室の開催時期・内容、情報教育・情報モラル教育の取組内容、情報教育の全体計画・年間計画を管理
- ・各学校の生活指導主任による生活指導主任会で、情報モラル教育に関して学校で取り組むべきことを共有
- ・市独自の情報モラル教材を各校に配布、各校で使用
- ・SNS東京ルール（「1日の利用時間と終了時刻を決めて使おう」「自宅でスマホを使わない日をつくろう」「必ずフィルタリングを付けて利用しよう」「自分や他者の個人情報を載せないようにしよう」「送信前には、相手の気持ちを考えて読み返そう」）を受けて、各校で学校ルールを決め、家庭ルールも作ってもらうように促している。
- ・各学校では、作った学校ルールを子どもたちの目につく場所に貼る等して活用している。

### [学校の取組]

- ・セーフティ教室を年間1回以上開催。土曜日が多い。
- ・総合的な学習の時間や道徳などの各教科の授業等で、子どもの発達段階に合わせた内容で情報モラル教育に取組んでいる。教科書にも出てくる。

(例)「特別の教科 道徳」

中学1年生：教材の中に「情報モラルと友情」という単元がある。

小学6年生：LINEのチャット画面のような絵からどういう状態なのかを考える。

低学年：学級新聞でみんなが喜ぶ記事にするにはどうすればいいか考える  
=情報発信の仕方という意味で情報モラル教育

### [セーフティ教室について]

(なぜ必要なのか・何を教えたいのか・小、中学校でやっているそれぞれの目的・どういう企画でやっているのか)

- ・情報モラル教育自体で必要な「繰り返し行う」「児童生徒が自ら“なぜいけないのか”を考える活動にする」ということに取り組むため、セーフティ教室で概要に触れ、さらに学校の各時間の中で子どもたちにしっかり身に着けてもらう。
- ・適切に考え方判断できる力を伸ばしたい。自分でどうやって使えばいいか、どうやって発信・共有・拡散するのがいいのか、情報活用能力もしっかり育てたい。
- ・保護者や地域の方に見ていただき一緒に考えていただくということも狙いの一つ。
- ・内容等は各学校によって違う。例えば、民間の携帯電話会社に協力してもらって、クイズ形式や物語形式で、子どもたち同士で話し合いながら取り組んでいる。
- ・教育委員会ではセーフティ教室の狙い等を管理し、学校はその狙いに沿って子どもたちにより伝わるように携帯電話会社等と調整したうえで実施している。

### [SNSにどんな利点があると考えるか]

- ・他人と、社会と、よりよい関係を築くことができる。
- ・子どもたちが情報を活用して発信する機会が今まで以上に出てくる。例えば、自分の作品を全世界に発信することで、見てくれた人たちから評価されたりアドバイスをもらったりすることで、よりよい物を作っていくことができるという良さがある。

### [SNSでどういうトラブルがあるのか]

- ・相手の受けとめ方・考え方を考慮しないで発信してしまうものが多い。相手の状況を考えずに発した言葉や絵文字が誤解を招いてトラブルになった、集合写真を共有したら、グループの中にその写真写りが気に入らない子がいた等。
- ・学校で担任等に相談があった場合、学校にはスマートフォン(以下、スマホという。)は持ち込めないので、やり取りを印刷したものを用いて指導している。

Q：学校にスマホを持って行けないことがすごく歯がゆい。教科書で学ぶことと自分のスマホで学ぶことは違うと思う。生活と学びがリンクするようなことはできないか。

A :持ってくるということに関しては、まず持っている子と持っていない子がいる。

通信機器の利用率としては、平成30年度の調査で、中学生のスマートホン利用率が82.7%、小学生のゲーム機利用率は71.8%であった。

発達段階から考えれば、現物がなくても子どもたちの想像力やイメージをする力は養われているので、工夫次第で考えさせることはできると思う。

#### [SNSを含めた情報教育の効果]

- ・発信していいことと悪いことへの子どもたちの感度が高くなったという話を聞いている。

#### [家庭や地域が担うべき部分はどこか]

- ・スマートホン等のフィルタリング。フィルタリング機能は民間企業が提供しているものなので、学校からは具体的にどれがいいとは言えない。フィルタリングは「東京都青少年の健全な育成に関する条例」によって義務付けられているので、携帯電話会社に相談するのがいいと思う。
- ・家庭ルールをしっかりと作ること。子どもと話し合って家庭ルールを決めると守る子たちの方が多いという調査結果がある。学校からは、子どもたちの健全育成のためにやった方がいいことは伝えられるが、家庭での取組は家庭で決めていただきたい。
- ・スマートホン等の管理。ペアレンタルコントロール機能で利用時間の管理制限等もできる。
- ・保護者の方たちがスマートホンやSNSについて勉強すること。子どもたちは新しい情報をどんどん吸収して使っているが、保護者は少し乗り遅れている感じ。
- ・学校からは学級通信・学校通信等での発信、SNSに特化した通信の作成、ホームページでの発信等で取組や注意を伝えている。保護者の方が気になったことがあれば、その都度学校に伝えていただくことも必要なのかなと思う。

#### [その他]

##### 保護者とのやり取り

- ・今は連絡網がなく、学校から発する不審者情報等は一斉メール配信システムを使ってお知らせしている。保護者の方がLINE等で学校に連絡してくる仕組みはない。

##### オンラインゲームについて（ゲームでのチャット機能等）

- ・教育の中でできることは、子どもたちがチャットで煽られたときに逃げるとか、やめるとかの正しい判断ができるようにすること。
- ・オフ会は、それ自体はよくないことではないが、分からぬことがたくさんあると思うので、学校としては、具体例を挙げながら危険だと思うことを考えさせることができることだと思う。
- ・保護者や地域の方もその危険性を知って全体で見ていかなくてはいけないと感じる。
- ・家庭ルールで「困ったときにちゃんと話をしましょう」が大切だと思う。

##### SNSとコミュニケーション能力

- ・対面でのコミュニケーション能力は発達段階の中でそれぞれが身につけている最中かと思う。
- ・情報活用能力の目的が情報の発信・共有・拡散ということなので、いろいろな人たちとつながって自分のことを表現する力はあるのではないかとは思う。
- ・SNSの情報モラル教育とコミュニケーション能力をつなげて何かを考えているというのは、今のところない。

## (2) 西東京市子ども家庭支援センターヒアリング 「SNSに関わった実際の事例等について」

### ①ヒアリング内容

#### [子ども家庭支援センターとは]

- ・市内在住・在学の18歳未満の子どもに関する総合相談、子育てのための事業、情報提供を行う。
- ・実施事業は①総合相談、②ショートステイ事業、③ファミリー・サポート・センター事業、④子育てひろば、⑤養育家庭（里親）制度の普及に関すること、⑥育児支援訪問事業の6つ

#### 虐待対応

- ・虐待は年々件数が増えている。今年は7月31日現在75件で、昨年と比べると半分程度だが、児童相談所との連携が必要な重たい案件が多い。
- ・児童福祉法改正に伴い、児童相談所から子ども家庭支援センターへの逆送致、指導委託が新設される。近隣・知人からの泣き声通告や警察からの書類通告、その他身近な支援が必要なケースは全部地域で担当することになる。慎重な対応が必要だと思っている。

#### [SNS・スマホを介して発生した具体的な事例の内容]

- ・細かいトラブルは随時情報に入るが、ここに挙げた3例は、全て子ども家庭支援センターが警察署と連携して対応した案件である。

事例1：不登校が続いている児童が外泊。外泊相手にはSNSで身の回りの相談にのってもらっていた。家族も知らないうちにスマホを2台所有しており、そのうち1台は外泊相手から渡されていた。

事例2：親子関係が原因で自傷行為を行っていた児童について、当該児童とはなかなか接触を図れない中、児童のSNSを発見し見守っていたが、途中から鍵がかかって見られなくなってしまった。SNSでは虐待のことを書いたり傷の画像を載せたりしていた。SNSの世界の中の特定の人たちとつながっていたと思われる。親から暴力を受け、本人が警察に連絡して親が逮捕された。児童に対して関係機関がいかにアプローチしていくべきか、ということを考えるケースであった。

事例3：親が児童のLINEの内容を見てしまうということでトラブルになり、親からの虐待に発展して関わりはじめたケース。児童はLINEで不特定多数の人とやり取りをしており、親が見たやり取りの中で薬物に関する記述があって、親が警察に通報。大事に至る前に解決に結びついた。

#### [相談事業とSNS]

- ・SNSでの不特定多数の人たちとのつながりが非常に多いと感じる。
- ・小学校低学年でスマホを持ってLINE等でやり取りをしている子もいる中で、使い方を教えていく難しさを感じている。
- ・東京都の事業にLINE相談がある。今の子どもたちは電話等で話すよりも、メール、LINE、Twitter等でのやり取りを好む。身近なツールを利用するいい制度であると思っている。
- ・子ども家庭支援センターにもメールアドレスがあつていろいろな相談が来る。
- ・やり取りの中から相談者の本音の部分を掴むには受け手側のスキルが必要だと思う。

#### [顔と顔の見える関係]

- ・顔の見える関係は非常に重要だと思う。そういう時に「顔が見えていないと怖いでしょ。SNSは慎重に使いなさい。」という話もできる。
- ・不登校の子も非常に多い。学校と連携して向き合っている。
- ・学校に引っ張っていくのではなく、話を聞くというスタンスで会いにいく。警戒心を解きこちらを知ってもらうためにも声掛けはとても大事である。
- ・会えない場合は、子ども家庭支援センターのメールアドレスが書かれたカードに付箋でひとことを添えたものを、保護者の方にお願いして渡してもらう。
- ・安否確認が必要なので、会えなくとも声や何らかの音だけは出してもらう。
- ・毎日訪問して外から名前を呼んだり、本人の部屋の前で話しかけたりしていると突然メールが来る等何らかのアクションがある。そこに至る期間はケースによってまちまちである。
- ・顔を合わせられたあとはトントンと進む場合もあるし、関係部署に少しずつつなげられる場合もある。

#### [子ども家庭支援センターの相談体制]

- ・市内を5地区に分け、各地区を2人体制で持っている。ケース数は地区によってまちまちだが、多い地区で200件くらい。緊急案件が常に上位に來るので、ほかのケースが埋没してしまわないように常に進行管理が必要である。
- ・相談員は足りないと感じるが、ただ人がいればいいというものではなく、家庭に入っていて保護者や子どもと寄り添う能力が必要である。
- ・関係部署につなげられるような信頼関係を作るまでが大変なところである。

#### [地域ができること]

##### 児童虐待防止外部委員会と要保護児童対策地域協議会

- ・各学校の児童虐待防止外部委員会では、虐待に限らず養育困難家庭、不登校、そのほか気になる児童のいる家庭をリスト化して共有している。
- ・西東京ルールでは3日連絡がない、5日連続で欠席となると学校から子ども家庭支援センターに連絡が来て、要保護児童対策地域協議会の守秘義務の中で、民生委員や関連施設と連携したネットワークがすぐにつくられる。市長部局と教育部局が連携で

きるツールというところですごくありがたいことだと思っている。

[その他]

- ・要保護児童対策地域協議会のテーマ別研修でスマホ依存、ゲーム依存を取り上げた。
- ・SNSの機能など、考えが及ばないスピードでツールが進化していっているので、職員も学んでおくことの大切さを感じている。

②協議会委員による事例紹介（警視庁田無警察署生活安全課長）

事例1：

事例2：

削除

事例3：

- ・SNSは、見知らぬ人間が優しい言葉をかけてくるが、そこから直接会うことで監禁、性的被害など重大な被害に発展することもある。
- ・保護者等が子どもの利用状況をよく確認し把握すること、スマートルールや具体例を勉強して子どもに伝えることが重要である。
- ・SNSのやり取りは、はたから見ると大したことなく、その子どもにとってはすごく重く響いて悩んでしまうということもあり得る。
- ・警察での相談等では、間をあけることなく、学校への聞き取り、相手方への対応、当事者からの聞き取りで事実を確認する。そういうことが被害防止につながることがある。
- ・家庭、学校、行政が連携し合っていく必要があると思っている。

## 4 おわりに～次期に向けて

西東京市青少年問題協議会の活動の大きな目標として、「形骸化した委員会にしない」「きちんと委員の方々と話し合う」「テーマは協議をした上で決定する」ということを基本に、第9期までやってきました。

今期は若い世代の方々から「SNS」の問題について発言があり、「今」の問題として取り上げる「瞬間」として、委員会として判断し、決定いたしました。

公務ご多忙中にもかかわらず、西東京市教育委員会、西東京市子ども家庭支援センターの方々から現場の生の声を聴かせていただきました。そして、この会議の中で言い続けてきたこと 一子どもの問題は親の問題一 というところが見えました。親も新しい時代に向かって学習し、何が良いことで何が悪いことなのかを、親自身が感じ、その上で子どもと向き合うことの大切さをまた痛感したところです。そして、市民の方々、子育て中の方々が、この新しい時代の現状と問題をきちんと認識し、理解し、少しでもこの問題に目を向けていただけたら、この協議会も少しは意味のある会議だと、私たち委員の励ましになると思います。

最後になりますが、西東京市教育委員会、西東京市子ども家庭支援センターの方々のご協力に心より感謝申し上げます。

[付録]

## 第9期西東京市青少年問題協議会委員名簿

任期 平成 29 年 11 月 1 日～令和元年 10 月 31 日

会長 西東京市長 丸山 浩一

氏 名	選 出 区 分
内山 実	警視庁田無警察署生活安全課長（平成 30 年 7 月 10 日～）
佐藤 真人	警視庁田無警察署生活安全課長 (平成 27 年 4 月 13 日～平成 30 年 3 月 31 日)
※川合 真理子	西東京市防犯協会代表
※喜多見 郷子	西東京市立小学校・中学校 P T A 及び教師と保護者の会代表（平成 30 年 8 月 29 日～）
※松本 朋士	西東京市立小学校・中学校 P T A 及び教師と保護者の会代表（平成 29 年 11 月 1 日～平成 30 年 5 月 11 日）
※鈴木 綾子	青少年育成会代表（平成 30 年 7 月 10 日～）
※石井 智恵子	青少年育成会代表（平成 29 年 11 月 1 日～平成 30 年 5 月 31 日）
※住田 佳子（副会長・座長）	学識経験者
※高田 進	保護司
高橋 ますみ	教育委員
西嶋 剛昭	西東京市立中学校長代表
※西原 みどり（専門部会長）	西東京市主任児童委員
平見 歩	東京都小平児童相談所長（令和元年 7 月 5 日～）
菅田 弘之	東京都小平児童相談所長 (平成 29 年 7 月 3 日～平成 31 年 3 月 31 日)
古館 明己	東京家庭裁判所立川支部家庭裁判所調査官 (平成 30 年 7 月 10 日～)
田中 一男	東京家庭裁判所立川支部家庭裁判所調査官 (平成 28 年 7 月 6 日～平成 30 年 3 月 31 日)
佐藤 大介	市議会議員（令和元年 7 月 5 日～）
保谷 なおみ	市議会議員（令和元年 7 月 5 日～）
浅野 高司	市議会議員（平成 29 年 7 月 3 日～平成 31 年 1 月 20 日）
藤田 美智子	市議会議員（平成 29 年 7 月 3 日～平成 31 年 1 月 20 日）

敬称略（※は専門部会委員）

## 本期の活動状況

	開催年月日	内 容
平成 29 年度 第3回 協議会	平成 29 年 11 月 20 日	1 副会長の選任の選任 2 今期の会議運営について
平成 30 年度 第1回 協議会	平成 30 年 7 月 10 日	今期の活動テーマについて
第1回 専門部会	平成 30 年 8 月 29 日	1 部会長及び副部会長の選出 2 今期の活動テーマについて
第2回 専門部会	平成 30 年 10 月 3 日	1 今期の活動テーマについて 2 活動の具体的な取組について
第2回 協議会	平成 30 年 11 月 15 日	1 今期の活動テーマについて 2 活動の具体的な取組について
第3回 専門部会	平成 31 年 1 月 11 日	活動の具体的な取組について
令和元年度 第1回 専門部会	令和元年 5 月 17 日	活動の具体的な取組について
第1回 協議会	令和元年 7 月 5 日	1 今期の活動とテーマの取組期間 について 2 今期の具体的な取組について
調査活動	令和元年 8 月 7 日	教育委員会及び子育て支援センター へのヒアリング
第2回 協議会	令和元年 10 月 9 日	第9期活動報告書について

